

【参考】 表4 原因欄における関与要因（各報告書より抜粋）

① 踏切の一時停止位置から列車の見通しが悪い

- ・ 軽貨物自動車の運転者が列車接近中の踏切内に軽貨物自動車を進入させたことについては、同自動車の運転者は、踏切の手前に同自動車を一時停止させて列車確認を行っていたと考えられるものの、列車の接近を正確に認識していなかったことによるものと考えられる
軽貨物自動車の運転者が列車の接近を正確に認識していなかったことについては、雑木や看板等により踏切の一時停止位置から列車の接近が確認しがたかったことが影響した可能性があると考えられる[12]
- ・ 列車が接近している状況において、歩行者が踏切内に進入した理由については、列車の接近に気付いていなかった可能性が考えられる
列車の接近に気付いていなかったことについては、踏切に立ち入らずに直接列車方向を確認できるものの、生け垣等があり、見通しの妨げとなっていたことが影響した可能性があると考えられる[15]
- ・ 線路際の雑木林などにより列車接近方向の見通しが良くなかったことが、踏切手前における軽自動車の運転者の十分な左右安全確認を阻害したことに、本事故当時が雨天であったこと及び農道が右に曲がりながら踏切の直前で上り急勾配となっていたことが、運転者の列車接近に対する注意力を低下させる要因となったことに、それぞれ関与した可能性が考えられる[20]
- ・ 列車の接近している状況において、自転車に乗った通行者が踏切内に進入したことについては、クロスマークの支柱付近まで近づかなければ、雑木により接近する列車を見通すことができない状況が関与した可能性があると考えられる[21]
- ・ 列車が接近している状況において、原動機付自転車が踏切内へ進入したことについては、住宅、生け垣及び繁茂した雑草によって線路内の見通しが制限されていたことが関与した可能性があると考えられる[22]
- ・ 列車が接近している状況において、自動車運転者が自動車を踏切内に進入させた理由については、列車見通しが悪かったことが関与した可能性があると考えられる[24]
- ・ 列車が踏切に接近している状況において、原動機付自転車が踏切内に進入したことについては、原動機付自転車の運転者が踏切注意柵の位置より踏切に接近しなければ列車が繁茂する雑草によって見づらい状況であったことが関与した可能性があると考えられる[25]
- ・ 列車が接近している状況において、自動車が踏切内に進入したことについては、自動車運転者が自動車に乗車した状態では接近する列車が見づらかったことが関与した可能性があると考えられる[29]

② 踏切通行者（車両等）が踏切の手前で一時停止しない

- ・ 本事故は、列車が踏切に接近しているにもかかわらず、原動機付自転車が停止することなく踏切内に進入したため、列車と衝突したことにより発生したものと考えられる[10]
- ・ 自転車に乗った通行者は、列車が接近している状況において、踏切の直前で一時停止せず、列車の接近を十分確認しないまま踏切内に進入したものと考えられる[28]
- ・ 原動機付自転車の運転者は、列車が接近している状況において、踏切の直前で一時停止することなく、列車が接近している状況を十分に確認しないまま踏切内に進入したものと考えられる[31]

③ 踏切通行者の身体機能の制約が影響した

- 歩行者が踏切警報機の警音が鳴動中に踏切内に進入したこと及び列車の気笛に気付かなかったことについては、歩行者は聾者であったことから、警音及び気笛が聞こえなかったことによるものと推定される
歩行者が赤色せん光灯の点滅中に踏切内に進入した理由については、以下のことが影響した可能性があると考えられる
 - (1) 赤色せん光灯の点滅が、日傘やつばの広い帽子により、歩行者の視界が狭まって見えにくくなっていたこと
 - (2) 赤色せん光灯の点滅が、太陽光で反射して見えにくくなっていたこと[1]
- 踏切警報機が作動している状況において、歩行者が踏切内に進入したことについては、両耳の聴力が低下していたことが関与した可能性があると考えられる。また、歩行者が踏切内に進入する際に赤色せん光灯を確認できなかった可能性があると考えられる[3]
- 列車の接近により踏切警報機が動作している状況において、歩行者が踏切内へ進入したことについては、歩行者が聴覚を失っていたことが関与した可能性があると考えられる。また、歩行者が踏切内へ進入する際に赤色せん光灯を認識できなかった可能性があると考えられる[4]

※ 表中の[]内の数字は、表3 <20~21 ページ>のNo. 欄の番号。

【参考】踏切保安設備の整備に関する支援制度

踏切保安設備の整備にあたっては、国の支援制度を活用することができます。

鉄道施設総合安全対策事業費補助

「踏切道改良促進法」に基づき、踏切道の保安設備を整備することにより、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的として整備費用の一部を補助する。

1. 事業内容

踏切遮断機、踏切警報機等踏切保安設備の設置

2. 補助対象者

① 地方公共団体以外の鉄軌道事業者

鉄軌道事業において

- ・ 欠損
- ・ 営業損失
- ・ 事業用固定資産が営業利益率7%以下のいずれかに該当し、かつ

全事業において

- ・ 欠損
- ・ 営業損失
- ・ 事業用固定資産が営業利益率10%以下のいずれかに該当する事業者

② 地方公共団体である鉄道事業者

鉄軌道事業において欠損を生じている事業者

3. 補助率

補助対象経費の1/2（鉄軌道事業において経常利益を生じている場合は1/3）以内